

2 0 2 5 年度①

小 論 文

(全 12 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

小論文①

課題文を読んで、以下の設問Ⅰ・Ⅱに解答しなさい。

人々は協力することでより豊かに生きることができます。こうして形成されるのが「社会」です。しかしながら、その豊かさを社会の中の一部の人だけが優先的に利用する（そしてそうでない人に犠牲を強いる）ことは、避けなければならないと私たちは考えます。よって利益と負担の適切な割り当てを決める「正義」の原理が必要になります。

社会にとって正義が必要であることはたしかですが、正義の原理が具体的にいかなる形を取るかについては、意見の相違が避けられません。そして、その対立に最終的な決着をつけることはできません。けれども、ここで正義は人それぞれだとしてしまえば、結局は力のある人がルールを決めてしまうことになってしまいます。それは正義の破綻です。正義に単一の答えは存在しないにしても、正義は単一の形で共有されなければなりません。

この難問にどう答えることができるのでしょうか。

この難問に対して、ロールズは次のように考えます。正義は一つの真理として存在するようなものではない。しかしそうだとすると、正義を一つの「合意」として理解することはできるのではないか。すなわち、ある正義のルールについて（それが究極的な真理であるかどうかはひとまずおいておき）その社会内のすべての人が納得して受け入れられるならば、それを正義の原理として社会の基礎におくことに無理はないのではないか。

つまりは、唯一絶対の正義の代わりに、その社会の誰にとっても受け入れられる正義を探そう、ということです。みんなが特定の正義についてしっかりと納得した上で合意することができたとしたら、正義は人それぞれだとされ共通の正義がなくなってしまう、という状況を乗り越えることができます。この考え方は、正義をむりやり押し付けることなしに単一の正義に基づいて社会を築いていくための、ロールズ渾身の妙手だと言えるでしょう。それがうまくいけば、私たちは人々のあいだの意見の多様性を受け入れながら、その多様性が無秩序や暴力的な支配に転じてしまうことを防ぐことができるはずです。

しかしながら、合意できればそれでよい、という単純な話ではありません。ひとく

ちに合意と言っても、たとえば銃が突きつけられた状況や、権力者からの無言の圧力がある状況での合意は、まっとうな合意とは言えないでしょう。どのように合意したのかが「合意」という行為にとっての大事なポイントです。このことは、正義についての合意を考える上でも同じです。合意がありさえすればそれでいい、ということであれば、たとえば独裁政権が、武力を背景にした脅しの下での国民投票によって新しい憲法を制定することも、認められてしまいます。しかしそのような決定はまさに「正義」に反するもの、すなわち一部の人が武力や権力を通じて他の人々を犠牲にする構図そのものでしょう。

加えて、そもそも正義については、合意を得ること自体はじめから不可能なのではないか、という指摘もありえます。すでに述べたように、正義については人々のあいだに意見の対立があるということが、ロールズの考察の大前提です。であれば、正義について合意を得るというのは、無理筋であるようにも思えます。何かしらの正義のあり方について「人々は合意できるはずだ」と楽観的に述べてしまえば、人々の意見の多様性を真剣に捉えていないことになります。

正義についての合意を目指すといっても、単に合意があればよいという話にはならないし、そもそもはじめから合意は難しい状況にある、というわけです。

以上のような事態を考えると、合意のあり方について、何かしらの工夫が必要になってくるのがわかります。ロールズは、この適切な合意を実現するための工夫として、非常に斬新なアイデアを提示します。

人々が正義の原理に関して別々の意見を持っている、ということが私たちの社会の前提であるわけですが、そもそも、なぜ私たちは別々の意見を持っているのでしょうか。それは、人によっておかれた立場が違うからです。おかれた立場が違えば、正義のルールから受ける影響も異なってきます。ルール次第で得をする人もいれば損をする人もいるということです。

それゆえに人は、なるべく自分にとって有利なルールを求めます。素朴な例を挙げれば、労働者を雇う側に立つ人にとっては、労働規制がゆるいほうが（サービス残業を増やしたり手当を減らしたりできる点で）望ましいのに対して、雇われて働く労働者からすれば、労働規制が厳しいほうが（過酷な労働を強いられる危険性が減るという点で）望ましいでしょう。このように、人々の立場の違いが意見対立を引き起こします。だとすれば、適切な合意を実現するためには、そういった立場に左右された態度をなんとかする必要があると考えられます。正義の原理を導出するにあたって、「人びとを反目

させ、自分だけの利益になるように社会的・自然的状況を食べ物にしようという気の人びとに起こさせる、特定の偶発事の影響力を、何とかして無効にしなければならない」(第24節、184頁)のです。

そこでロールズは次のように考えます。自分のおかれた立場に有利なルールを人々が選んでしまうということが対立の原因であるならば、その原因を取り除いてしまえばいいのではないか、すなわち、自分のおかれた立場について考えることを、人々がやめればいいのではないか、と。

これは、自分の利益を手放せ、もっと社会全体のことを考えろ、という素朴なお説教ではありません。そうではなく、一つ仮想的な検討をしてみましょう、とロールズは述べます。すなわち、人々が自分のおかれた立場について何も知らない状況で正義について検討したならば、どのようなルールを求めるだろうか、ということを考えてみよう、と提案するのです。

そのような提案を実現する手がかりとして、ロールズは「無知のヴェール」という哲学的なアイデアを考案します。

無知のヴェールがかけられた人は、自分の立場について何も知らない状況におかれることになります。ここでヴェールというのは、頭や顔を覆う薄い布のことです(結婚式で花嫁がかぶるものが思い浮かべやすいでしょうか)。通常のヴェールの場合、視界がぼんやりとすることになりますが、無知のヴェールもこれと似たように、思考に上からかぶせることで自分の立場についての情報がよく見えなくなってしまう、というイメージです。

無知のヴェールの下では、自分が社会内でどのような立場におかれているのかが見えなくなると想定されます。具体的に言えば、自分が裕福であるのか貧困であるのか、男性であるのか女性であるのか、白人であるのか黒人であるのか、キリスト教徒であるのか仏教徒であるのか、どんなことについて優れた才能を有しているのか、といったことが何一つわからなくなります。そのような状況の下で正義のルールについて検討したらどうなるだろうか、とロールズは問うのです。

こうした状況では、人は自分にとって都合のよいルールを求めることができません。なぜなら、どのルールが自分にとって有利なのかがわからないからです。たとえば裕福な人は、税金を安く済ませるために、貧困対策にあまりお金をかけない社会のほうが望ましいと考えるかもしれません。しかし無知のヴェールの下では、このような判断はできません。自分が裕福であるか貧困であるかがわからないからです。もし自分

が貧困であった場合、貧困対策がない社会では大変な不利を被ることになってしまいます。

同じように、自分が男性であれば、男性中心的な社会をもってよしとするかもしれませんが、このような態度も無知のヴェールの下では取ることができません。なぜなら、自分が男性であるか女性であるか（あるいはそのいずれでもないのか）が、わからないからです。もし自分が女性であった場合、男性中心的・家父長制的な社会保障制度よりも、性別に中立的な社会保障制度のほうがずっと望ましいことになるでしょう。

つまり、無知のヴェールによって、「人びとを衝突させ各自の偏見に操られるのを許容する、種々の偶発性に関する知識が閉め出される」（第4節、27頁）ことになるのです。このように立場について無知な状況においては、人々は次のように考えるものとロールズは想定します。ヴェールを外したときに、自分がどのような立場におかれるかわからない以上、いかなる立場であっても受け入れられるようなルールを選ぼう、と。

無知のヴェールの下で考えることで、私たちは、誰もが合意できる理由のあるルールに到達することが可能になるわけです。言い換えれば、私たちは自分一人の視点から、いかなる立場であっても（＝誰でも）受け入れられる正義の構想を手にすることができます。この点はロールズのアイデアの非常によくできたところだと言えるでしょう。

もちろん現実に生きる私たちから、自分のおかれた立場についての情報を一時的に消し去ることは不可能です（SF映画に時々あるように、脳に機械を組み込んでどうこう、ということを考えているわけではもちろんありません）。もし仮に、自分の立場がわからなくなったら、と頭の中で検討してみることを、ロールズは促しているのです。

社会的協働に参画する人びとが、一堂に会して（ひとつの共同行為として）基本的な権利と義務を割り当て、かつ社会的便益の分割を定めてくれる諸原理を選択する。要するに、そうした状況を想像することができるだろう。人びとは互いの権利要求をどのように統制すべきか、および自分たちの社会の根本憲章がどんなものであるべきかを、あらかじめ決定することになる。（第3節、16-17頁）

すなわち、無知のヴェールを用いてロールズが主張しているのは、ある種の思考実験を試みよう、ということです。ロールズは、そのような仮説的検討によって正義

の原理が決定される状況を「原初状態」と呼びます。右に論じた「無知のヴェール」は、この原初状態における決定を特徴づける、一つの概念的な道具として位置付けられます。原初状態についてロールズは次のように述べます（以下の引用にある「善の構想」というのは、その人の価値観や人生観のことを指す専門用語です）。

言うまでもなく、この原初状態は、実際の歴史上の事態とか、ましてや文化の原始的な状態とかとして考案されたものではない。ひとつの正義の構想にたどり着くべく特徴づけられた、純粹に仮説的な状況だと了解されている。この状況の本質的特徴のひとつに、誰も社会における自分の境遇、階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく、もって生まれた資産や能力、知性、体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知らないというものがある。さらに、契約当事者たちは各人の善の構想やおのおのに特有の心理的な性向も知らない、という前提も加えよう。正義の諸原理は〈無知のヴェール〉に覆われた状態のまままで選択される（第3節、18頁）。

また別の言い方を引けば、原初状態とは「当事者たちが道徳的人格として対等に表象・代表されており、かつその帰結が気まぐれな偶発性や社会的勢力の相対的なバランスによって左右されることのない事態」（第20節、162頁）です。繰り返しになりますが、このような状況において正義の原理が選択されることで、いかなる立場であっても（＝誰でも）受け入れられる正義の構想を手にすることができると、ロールズは考えるのです。

少しアカデミックな話になりますが、このようなロールズのアイデアは、「社会契約論」の再構成であるとされています。社会契約論とは、ヨーロッパの近代啓蒙思想の中で登場してきた、国家権力の正当性に関する一つの理論のタイプです（わざわざ「理論のタイプ」と述べるのは、社会契約論という理論がただ一つあるのではなく、社会契約論の形をとる複数の理論が、さまざまな思想家によって提案されているからです）。国家権力がその力の行使について正当性を持つのは、人々がそのような権力を受け入れるという契約を結んだからだ、というのが社会契約論の基本的な考え方です。言い換えれば、国家権力の正当性はその国に暮らす人々のあいだの契約、すなわち合意に基づくという考え方です。ロールズは「本書の達成目標は、ロック、ルソー、カントに見られるような、社会契約というよく知られた理論を一般化しかつ抽象度を一段と高めた、正義の

構想のひとつを提出することに向けられている」(第3節、16頁)と述べ、自らの議論をはっきりと社会契約論に結びつけています。

ロールズは、無知のヴェールの下で正義のルールを導出する、という自らの正義の構想のことを、「公正としての正義」と名付けています。

この「公正としての正義」という用語は、ロールズの『正義論』を代表するものです(なんと言ってもこれこそが彼の提示する正義の構想なのです)。それゆえ広く知られてもいます。しかし、率直に言って非常にわかりにくいネーミングです。普通に考えれば、公正と正義はほとんど同じことを意味しているように思えますし、また公正「としての」という言い方はあまりピンとくるものではありません。そこで言葉の印象に惑わされずきちんと理解するために、ロールズ自身の説明を確認してみましょう。

本書を導く理念によれば、社会の基礎構造に関わる正義の諸原理こそが原初的な合意の対象となる。それらは、自分自身の利益を増進しようと努めている自由で合理的な諸個人が平等な初期状態において(自分たちの連合体の根本条項を規定するものとして)受諾すると考えられる原理である。こうした原理がそれ以降のあらゆる合意を統制するものとなる。つまり、これから参入できる社会的協働の種類や設立されうる統治形態を、それらの原理が明確に定めてくれる。正義の諸原理をこのように考える理路を〈公正としての正義〉と呼ぶことにしよう。(第3節、16頁)

また別の箇所では次のように言い換えられてもいます。

〈公正としての正義〉という考えを、分かりやすく(直観に訴えるかたちで)言い換えるとこうなる。正義の第一原理群を、適切に定義された初期状態における原初的合意の対象それ自体として考えることだ、と。こうした原理は、おのれの利害関心を促進しようと努めている合理的な人びとが、自分たちの連合体の基本条項を定めるために、この平等な地位にあって受け入れると考えられる原理に等しい。(第20節、159-160頁)

これらの文章からわかるように、「公正としての正義」というのは正義について「考える理路」あるいは「～として考えること」であって、正義の原理そのもの(つ

まり利益と負担の割り当て方そのもの)ではありません。正義の原理について考える上でのアプローチの仕方、もっとざっくり言ってしまえば、正義の原理を見つける方法のことです。

ではその見つけ方とはいかなるものかと言えば、右の文章にあるように(そしてすでに論じたように)原初状態での選択を通じて正義の原理を見つけるというものです。そのようなアプローチを取ることで、私たちは単に特定の正義を押し付けるのではなく、誰の意見も優先しない「公正」な方法で正義を考えることができるというわけなのです。

したがって、ややこしいところですが、ここでいう「公正」は正義の原理が有する特徴ではなく、正義の原理を導出する方法が有する特徴であることになります。つまり公正＝正義ではないのであって、だからこそ「公正としての正義」という言い方になっていると考えられます。

ロールズは「公正としての正義」の「公正」の意味について次のように述べています。

原初状態とは適切な〈契約の出発点をなす現状〉であって、そこで到達された基本合意は公正なものとなる、と言ってもよかろう。これが「公正としての正義」という名称のふさわしさを説明してくれる。つまり、この呼び名でもって伝えようとしているのは、公正な初期状態において合意されるものが正義の諸原理なのだとする考えなのである。(第3節、18-19頁)

このように公正さを重視する、社会契約論を現代的にアップデートしたアプローチこそが、「公正としての正義」という名前と呼ばれるところのものです。

ここまでの話で、正義の原理を適切に設計された合意によって導出しようとするロールズの正義の構想、すなわち「公正としての正義」という構想について、その要点を一通り述べてきたことになります。本章の残りの部分では、この「公正としての正義」がどのような特徴を持っているのかについて解説していきます。

まず、無知のヴェールの下で正義の原理を決定する、という枠組みそれ自体から、差別は認められないということが導かれます。なぜなら、すでに裕福な人と貧困にある人の対比や、男性と女性の対比を例として示したことからも明らかですが、自分がどのような立場におかれるかわからない中でルールを決めるという仕組みの中では、

一部の人に大変な不利をもたらすルールが選ばれることはありえないからです。

私たちの暮らす社会には、残念ながら多くの差別があり、またその差別を肯定する主張もたくさんあります。たとえば、就職における女性差別は経済合理的である（女性は出産と育児のために長期休業するから労働力として使いづらい）とか、外国人に対する差別は自国民の団結のために必要である（それは「われわれ」の結束を高めることの裏面である）とかいった主張がなされています。そしてそういった主張には一見もっともらしいところがあり、それゆえに一定の支持を集めてしまうこともあります。しかしもし私たちが、みんなが納得できる正義を求めるならば、そういった主張は認められない、ということ、無知のヴェールのアイデアをはっきりさせてくれます。それらは、誰かにとって受け入れられないものである点で、正義に反するものです。ロールズの言葉を借りれば、「人種差別を助長するような原理は道徳上の構想などではまったくなく、たんなる抑圧の手段に過ぎない」（第25節、203頁）のです。もちろん性別による差別なども同様です。

また別の話題に移りましょう。近年のネット上の有名なスラングの一つに「それってあなたの感想ですよね？」というものがあります。私はネット上の議論にはあまり詳しくないのですが、このスラングは議論の真剣さを茶化すものとして非常に有名なようです。つまるところそれはあくまで論争に勝つためのテクニックのようなのですが、他方でこのスラングには、一定の説得力があるのも事実だと思われます（だからこそ流行したのでしょう）。要するに、相手の主張が単なる主観的な発言であるとすれば、それには説得されない、という態度を示しているわけです。

たしかに、ある発言が単に当人の主観によるものであれば、それに従わなければいけないということにはなりません。相手が「弱者を救うべきだ」と述べたとしても、それが単に個人の感想として発せられたものなのだとすれば「それってあなたの感想ですよね、私は別に同意しませんけど」と切り返すことができるわけです。もしそれができないとしたら（つまり他人の主観的な感想に強制的に従わされざるをえないのだとしたら）、それはとても危険なことです。ある人の主観的な意見や要求（あるいは妄想）がそのまま他の人を支配するようなことはあってはなりません。

では、このスラングに対して、ロールズはどのように応答することができるのでしょうか。実のところ、このような批判は「公正としての正義」にとっては大きな問題とはなりません。というのも、その構想は単なるロールズの感想ではないからです。もし原初状態から導出された正義の原理に対して、「それってあなたの感想ですよね？」

と問われても、こう返すことができます。「いえ、単なる私の感想ではありません。自分のおかれた状況がわからないとすれば、私たちみんなが同意するであろうものです」と。

些細な言いがかりについての話をしているように思われるかもしれませんが、ここには「公正としての正義」の非常に重要な特徴が表れています。すなわち、公正としての正義は、党派性に基づいて提案されているものではないということです。第三章および第四章で詳しくお話しますが、ロールズの「公正としての正義」から導かれる正義の原理、および具体的な社会のイメージは、現実政治に当てはめて考えると「リベラル派」の立場にかなり近いものになります。とはいえ、それを受け入れる理由は、その人がリベラル派であるかどうかに関係ありません。なぜならそれは無知のヴェールがかけられた公正な状況において、みんなが合意するはずのものだからです。

ここで「合意する」と断言することはできません（あくまで合意する「はず」のものです）。もちろんですが、現実話し合いをすれば、合意したくない人もいますでしょう。しかし問題は、そこにまっとうな理由があるかどうかです。たとえば、無知のヴェールの下では、貧困層への経済的支援が求められます。その理由は、自分がどのような立場にあるかわからなければそれを認めるだろうから、という「偏りのない」理由です。これに対して、自分は貧困層への経済的支援には反対だ、という人もいますでしょう。しかしその理由は何でしょうか。それが「自分は自分で稼いだお金を自分だけのために使いたい」という理由であれば、それは自分の都合を優先した、「偏った」理由です。そういった理由は、正義の原理を考える上で考慮すべき理由としてはふさわしくありません。というのも正義はそもそも現実の力関係を抜きにした、対等な取り扱いを規定するものだからです。

このように、原初状態からの導出というプロセスは、正義をめぐる合意が一方的な意見の押し付けにならないためのものです。このプロセスを通じて得られた見解は、決して「あなたの感想」ではありません。むしろ、誰かの感想によって正義が歪められないようにする上で、無知のヴェールはとても役に立つものと言えます。

「公正としての正義」と民主主義との関係について改めて整理しておきましょう。ここまで読んだ人の中には、次のような疑問を抱いた人もいるかもしれません。無知のヴェールの下で、偏りのない形で政治を決定していくならば、民主主義が無意味になってしまうのではないかと。民主主義とは、「こういう社会が望ましい」という、人それぞれの意見を汲み上げていくもののはずです。もし政治的な問題について無知

のヴェールの下で決定するのであれば、話し合いも投票も必要なくなってしまうのではないのでしょうか。

そのような心配は不要です。ロールズの議論はあくまで、社会の基礎構造をめぐるものであったことを確認しましょう。ロールズの構想する社会においても、具体的な政策の詳細、たとえば消費税を何%にするか、災害に対して給付金をどれくらい支給するか、移民をどれくらい受け入れるか、などの点については民主主義的に決定すべきとされます。しかし、そのような個別の議論においても、常に守られるべき最低限のラインがある、とロールズは考えます。なぜなら、人々の話し合いが無制約であれば、多数派や権力者が一部の人々を犠牲にするという不正義が許されてしまうからです。

したがって、そのような最低限のラインは、正義にかなったものでなければなりません。そして正義にかなったものであるためには、誰かの都合を優先するような形ではなく、公正な形で決定されなければなりません。たとえば、移民をどれくらい受け入れるかの詳細は民主主義的な話し合いで決めるべきであるとしても、移民の人権を保護しないような制度であってはならない、というわけです（もしかしたら自分が移民であるかもしれない、という無知のヴェールの下での思考においては、人権侵害は受け入れられないからです）。

このような考え方は決して珍しいものではなく、オーソドックスな立憲主義の態度です。すでに論じたように、ロールズは自身の正義の構想を立憲主義の構想として位置付けています。「公正としての正義」と民主主義との関係は、立憲主義の枠組みの中で理解すれば、決して民主主義を否定するものではないことがわかると思います。

「公正としての正義」について大学の講義の中で学生たちに話すと、面白いしなるほどと思う、という好意的な反応も多いのですが、他方で次のような疑問もよく出てきます。誰の立場からでも納得できるルールにしよう、というのはたしかにより考え方だと思うけれど、それは理想的すぎるのではないのでしょうか？ 現実の政治においてはやっぱりみんな自分の都合を優先してしまうのではないのでしょうか？

実のところ、個々の人間から見ると、ロールズの言う意味で正義にかなった社会というのは、必ずしも自分にとって「最善」の社会ではありません。もっとよい社会の仕組みがあるはずだと考える余地があります。たとえば、才能に恵まれていて健康で活力に満ちている人は、努力した分だけ成果がどんどん大きくなっていく、新自由主義的な競争社会のほうが毎日楽しくいきいきと暮らせるかもしれません。あるいは、

ある特定の宗教Aに深く帰依している信心深い人にとっては、その宗教を国家が保護し、周りの人もみなその宗教を大事にして生きている社会のほうが心穏やかに暮らせるかもしれません。要するに、ある人にとって最も生きやすい社会は、その人の境遇や価値観にマッチした社会であるわけです。

しかし人間には多様性があります。新自由主義的な競争社会は、ハンディキャップを抱えた人にとっては大変にしんどい社会でしょう。ある宗教Aが社会のあり方を規定している社会においては、別の宗教を信じる人は居場所がないと感じるでしょう。すなわち、ある人にとって「理想的」な社会は、別の人にとってはまったく理想的ではない、ということがありうるわけです。

そのようなすれ違いに、必ずしも悪意があるとは限りません。他人を踏み台にしようという悪意に基づいて社会を構想しようとはしていなくとも、端的に価値観が違う以上、自分にとって最善の社会とは、他人にとって害の大きな（場合によっては最悪の）社会であるかもしれません。なぜなら、繰り返しになりますが、人間には多様性があるからです。

ロールズは、誰かが別の誰かの犠牲にされることがないという意味での正義を実現するための方法を模索します。決して、最も心地よく生きられるという意味で「理想的な」社会をつくり出そうとしているわけではありません。むしろ、ある個人にとって理想的な社会を追求することははっきり放棄します。そうではなく、誰にとっても生きづらくない社会を追求するのが、ロールズの「公正としての正義」の試みなのです。そしてその追求はつまるところ「正義」がその本来の意味において求めるところでもあります。

したがって、ロールズの正義のルール（その具体的な内容は次章でお話しします）に対して、それよりももっとよい社会のルールがある、と個人的に感じるのは、ごく自然なことです。ロールズはあくまで、誰もが生きづらくない社会のルールを追求しているからです。

ロールズの構想よりもっとよい社会のルールがあるのではないかと感じる人は、同時にこう問い直してみるべきです。そこで念頭におかれている「もっとよい社会」というのは、自分とは別の考え方を持っている人にとってもよい社会なのか、と。もしかするとその理想社会は、自分とは別の人生観を抱く人々にとってはむしろ望ましくないものであるかもしれません。もしそうならば、それは正義にかなった改善の提案とは必ずしも言えないことになります。

ロールズの「公正としての正義」が目指す社会は、すべての人が何不自由なく幸せに暮らす理想郷のようなものではありません。その社会でも、多くの人は個人的なレベルでいくつかの不満を抱くでしょう。その社会は「自分にとって」最も都合のよい社会ではないからです。しかしその社会は「誰にとっても」致命的な問題はない社会です。ロールズが目指す正義にかなった社会が理想的であるとは、このような意味においてなのです。それは薔薇色の綺麗事などではありません。むしろ、人々が多様であるという現実を見据えた上でなお、正義をぎりぎりで成立させるための、苦心の末のアイデアだと言えるでしょう。

出典：玉手慎太郎『ジョン・ロールズ－誰もが「生きづらくない社会」へ』（講談社現代新書・2024 年）

設問Ⅰ ロールズが用いる「無知のヴェール」という概念に関する著者の理解を 500 字以内で説明しなさい。(100 点)

設問Ⅱ ロールズの「公正としての正義」という概念に関する著者の理解を説明したうえで、著者が「公正としての正義」に対する疑問に答えた部分について、解答者自身の考えを 1500 字以内で論じなさい。(200 点)